

仙台市幼児教育の指針策定検討委員会設置要綱

(平成 29 年 5 月 10 日市長決裁)

(設置)

第 1 条 仙台市幼児教育の指針（以下この条及び次条において「幼児教育指針」という。）を策定するに当たり、幼児教育関係者等の意見を聴取し、幼児教育指針に反映させるため、仙台市幼児教育の指針策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) 本市の幼児教育の基本理念及び基本目標に関すること
- (2) 本市の幼児教育の基本方針に関すること
- (3) その他幼児教育指針に反映させるために必要な事項に関すること

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員 8 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、幼稚園関係者、保育所関係者、幼保連携型認定こども園関係者及び小学校関係者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(資料提出その他の協力)

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、子供未来局幼稚園・保育部運営支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月10日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。